

空き家に関する支援

所有者向け

空き家利活用リフォーム補助金

対象

新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認）の居住部分が50㎡以上の空き家について、

- ①リフォーム後1年以内に売却や賃貸等した方
- ②取得や賃借後1年以内にリフォームした方
- ③リフォーム後に公共的利用や寮などの福利厚生施設として利用した方（要事前相談）

補助額 **最大 50万円**（工事費の1/3）
（リフォームローンを含む）

詳細はこちら→

隣地統合補助金

対象

それぞれ異なる所有者の隣地を宅地として統合（合わせて200㎡以上）した場合

補助額 **最大 50万円**
（登記や測量などの経費の1/2）

詳細はこちら→

《空き家とは》

1年以上又は所有者等が亡くなったあと居住の用に供されていない住宅をいいます。

空き家解体補助金

対象

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認）の居住部分が50㎡以上の空き家

(1) 利活用型

- ①解体後1年以内に跡地の売却又は賃貸した場合
- ②空き家の敷地を取得又は賃借後1年以内に空き家を解体した場合
- ③空き家を解体して跡地を公共的利用に供した場合（要事前相談）

補助額 **最大 50万円**

詳細はこちら→

(2) 宅地再生創出型

借地の返還又は跡地の管理を継続する場合

補助額 **最大 30万円**

詳細はこちら→

※(1)・(2) とも工事費の1/3

※工事費用が50万円以上であること

※リフォーム・解体とも、市内の事業者が施工する工事であること

空き家に関する相談は…

住政策推進課
空き家対策室

0294-22-3111(代)
内線 754・436



条件に合致した場合、助成金の併用が可能です

山側住宅団地内に中古住宅を購入し、リフォームをして住んだ子育て世帯

山側住宅団地
住み替え促進事業
【マイホーム取得】
50万円

+

山側住宅団地
住み替え促進事業
【リフォーム】
最大 100万円

=

最大 150万円

市内の空き家を取得してリフォームした若年夫婦

住み替えチャレンジ
支援事業
20万円

+

空き家利活用
リフォーム補助金
最大 50万円

=

最大 70万円

※いずれの助成・補助金にも、併用できない補助金があります。詳しくはお問合せください。

令和7年度 日立市住政策推進事業について

住まいに関する助成金のご案内

住宅取得に関する支援

個人向け

ひたちマイホーム取得助成

対象住宅

- ・新築（注文住宅・建売住宅）
※令和5年4月1日～令和7年3月31日に契約した方

対象者

- ・子育て世帯
- ・若年夫婦
- ・44歳以下の方

詳細はこちら→



助成額 **定額 20万円**

住み替えチャレンジ支援

対象住宅

- ・中古住宅又はマンション
※令和5年4月1日以降に契約した方

対象者

- ・子育て世帯
- ・若年夫婦
- ・44歳以下の方

詳細はこちら→



助成額 **定額 20万円**

※子育て世帯…18歳未満の子等を有している世帯

※若年夫婦…世帯のどちらかが44歳以下である世帯



ご注意を!!

国が実施する「子育てエコホーム支援事業」や、「子育てグリーン住宅支援事業」との併用はできません。

ひたちエコみらい住宅助成

日立市内に長期優良住宅又はZEH水準以上の住宅を取得した子育て世帯 又は 夫婦どちらかが39歳以下の若者夫婦に助成金を交付します。

助成額 **定額 5万円**

詳細はこちら→



※国が実施する「子育てエコホーム支援事業」や、「子育てグリーン住宅支援事業」とも併用可能です。



さらに、市の脱炭素化促進事業と併用すれば

助成額 **最大 15万円**

詳細はこちら→



本紙に掲載の助成金に対するお問い合わせは…



日立市都市建設部
住政策推進課
（日立市役所5階 山側）



☎ 0294-22-3111
（内線）247・436・583・754
juseisaku@city.hitachi.lg.jp

*助成金についての詳細は、各ホームページをご覧ください。